

連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,035,135	固定負債	400,677
有形固定資産	976,940	地方債等	285,205
事業用資産	393,250	長期未払金	189
土地	171,096	退職手当引当金	25,973
立木竹	3,251	損失補償等引当金	56
建物	437,139	その他	89,254
建物減価償却累計額	-276,732	流動負債	38,674
工作物	102,670	1年内償還予定地方債等	31,521
工作物減価償却累計額	-63,451	未払金	2,071
船舶	344	未払費用	84
船舶減価償却累計額	-334	前受金	8
浮標等	530	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-199	賞与等引当金	2,062
航空機	-	預り金	2,310
航空機減価償却累計額	-	その他	617
その他	1	負債合計	439,351
その他減価償却累計額	0	【純資産の部】	
建設仮勘定	18,935	固定資産等形成分	1,065,700
インフラ資産	555,913	余剰分(不足分)	-403,166
土地	173,721	他団体出資等分	-
建物	25,281		
建物減価償却累計額	-16,311		
工作物	949,397		
工作物減価償却累計額	-597,641		
その他	30		
その他減価償却累計額	-11		
建設仮勘定	21,447		
物品	91,465		
物品減価償却累計額	-63,688		
無形固定資産	11,596		
ソフトウェア	1,114		
その他	10,482		
投資その他の資産	46,599		
投資及び出資金	17,007		
有価証券	2,596		
出資金	-3,413		
その他	17,824		
長期延滞債権	1,410		
長期貸付金	-4,421		
基金	29,853		
減債基金	-		
その他	29,853		
その他	3,017		
徴収不能引当金	-266		
流動資産	66,750		
現金預金	25,934		
未収金	7,228		
短期貸付金	-		
基金	30,566		
財政調整基金	24,886		
減債基金	5,680		
棚卸資産	629		
その他	2,550		
徴収不能引当金	-156		
繰延資産	-	純資産合計	662,534
資産合計	1,101,885	負債及び純資産合計	1,101,885

連結行政コスト計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	410,113
業務費用	125,282
人件費	38,947
職員給与費	29,055
賞与等引当金繰入額	2,391
退職手当引当金繰入額	367
その他	7,134
物件費等	80,798
物件費	41,922
維持補修費	5,777
減価償却費	32,956
その他	143
その他の業務費用	5,536
支払利息	2,084
徴収不能引当金繰入額	13
その他	3,439
移転費用	284,831
補助金等	192,283
社会保障給付	82,389
その他	968
経常収益	40,305
使用料及び手数料	32,093
その他	8,212
純経常行政コスト	369,808
臨時損失	3,528
災害復旧事業費	199
資産除売却損	296
損失補償等引当金繰入額	-
その他	3,033
臨時利益	5,052
資産売却益	3,988
その他	1,064
純行政コスト	368,285

連結純資産変動計算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	653,190	1,063,074	-409,884	-
純行政コスト(△)	-368,285		-368,285	-
財源	369,810		369,810	-
税金等	194,429		194,429	-
国県等補助金	175,381		175,381	-
本年度差額	1,525		1,525	-
固定資産等の変動(内部変動)		909	-909	
有形固定資産等の増加		12,909	-12,909	
有形固定資産等の減少		-12,898	12,898	
貸付金・基金等の増加		1,558	-1,558	
貸付金・基金等の減少		-660	660	
資産評価差額	-	-	-	
無償所管換等	589	589		
他団体出資等分の増加			-	-
他団体出資等分の減少			-	-
比例連結割合変更に伴う差額	-26	-18	-8	-
その他	7,256	-45	7,301	
本年度純資産変動額	9,344	1,436	7,908	-
本年度末純資産残高	662,534	1,064,509	-401,975	-

連結資金収支計算書

自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	377,998
業務費用支出	92,498
人件費支出	38,823
物件費等支出	45,507
支払利息支出	2,086
その他の支出	6,082
移転費用支出	285,500
補助金等支出	193,623
社会保障給付支出	82,389
その他の支出	297
業務収入	394,253
税収等収入	193,812
国県等補助金収入	159,421
使用料及び手数料収入	32,321
その他の収入	8,699
臨時支出	267
災害復旧事業費支出	199
その他の支出	68
臨時収入	10,290
業務活動収支	26,279
【投資活動収支】	
投資活動支出	40,321
公共施設等整備費支出	30,068
基金積立金支出	5,880
投資及び出資金支出	3,771
貸付金支出	602
その他の支出	-
投資活動収入	18,510
国県等補助金収入	7,374
基金取崩収入	4,723
貸付金元金回収収入	1,421
資産売却収入	4,836
その他の収入	156
投資活動収支	-21,811
【財務活動収支】	
財務活動支出	35,001
地方債等償還支出	33,808
その他の支出	1,194
財務活動収入	19,473
地方債等発行収入	18,892
その他の収入	582
財務活動収支	-15,528
本年度資金収支額	-11,060
前年度末資金残高	34,901
比例連結割合変更に伴う差額	-8
本年度末資金残高	23,833
前年度末歳計外現金残高	2,183
本年度歳計外現金増減額	-82
本年度末歳計外現金残高	2,101
本年度末現金預金残高	25,934

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した評価方法によっています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券（市場価格のないもの）…取得原価

② 出資金（市場価格のないもの）…出資金額

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した評価方法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した評価方法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した減価償却方法によっています。

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した計上方法によっています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した処理方法によっています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（長崎市資金管理及び運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した資金の範囲によっています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は明らかに通常の維持管理や原状回復の費用であるときに修繕費として処理しています。

ただし、一般会計等を除く一部の連結対象団体（会計）においては、各団体の財務書類作成時に適用した処理方法によっています。

2 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計 上額	
長崎県林業公社	-	56百万円	-	56百万円
計	-	56百万円	-	56百万円

(2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 長崎地裁令和4年（行ウ）第4号
地位確認等請求事件 40百万円

3 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
観光施設事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
中央卸売市場事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
駐車場事業特別会計（一部）	地方公営企業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計 （事業勘定）	公営事業会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計 （直診勘定）	公営事業会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療事業特別会計 （一部）	公営事業会計	全部連結	—
長崎県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合	比例連結	33.30%
長崎市立病院機構	地方独立行政法人	全部連結	—
（一財）長崎市野母崎振興公社	第三セクター等	全部連結	—
（社福）長崎市社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
長崎つきまち（株）	第三セクター等	全部連結	—
（一財）長崎市勤労者サービスセンター	第三セクター等	全部連結	—
（一財）長崎ロプウェイ・水族館	第三セクター等	全部連結	—
（一財）長崎市地産地消振興公社	第三セクター等	全部連結	—
（公財）長崎市スポーツ協会	第三セクター等	全部連結	—
（一財）クリーンながさき	第三セクター等	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計及び公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 地方独立行政法人は、すべて全部連結の対象としています。
- ④ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であって

も業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。)は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

① 範囲

ア 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産
(一時的に賃貸している場合を含む)

イ 近い将来売却が予定されると判断される資産

② 内訳

事業用資産 土地 507,150千円(2,360,942千円)

令和7年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の(2,360,942千円)は貸借対照表における簿価を記載しています。